

2023年7月20日

各 位

会 社 名 りらいあコミュニケーションズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 網野 孝

(コード番号:4708、東証プライム市場)

問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長

岩本 健一郎

(TEL. 03 (5351) 7200 (代表))

三井物産株式会社が出資する Otemachi Holdings 合同会社との合併契約締結及び 株式会社KDD I エボルバとの合併契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、2023年5月29日付で当社が公表した「三井物産株式会社が出資する0temachi Holdings合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2023年5月29日付当社プレスリリース」といいます。)でお知らせした当社及びKDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)の完全子会社である株式会社KDDIエボルバ(以下「KDDIエボルバ」といいます。)の方金子会社である株式会社KDDIエボルバ(以下「KDDIエボルバ」といいます。)の対等の精神に基づく経営統合(以下「本経営統合」といいます。)の一環として、当社を吸収合併存続会社、三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。)の完全子会社である0temachi Holdings合同会社(以下「0temachi Holdings」といい、三井物産と併せて「三井物産ら」と総称します。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併①」といいます。)を行うため、0temachi Holdingsとの間で合併契約を締結し、その後、KDDIエボルバを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併②」といい、本合併①と併せて「両合併」と総称します。また、両合併の効力発生後のKDDIエボルバを「統合会社」といいます。)を行うため、KDDIエボルバとの間で合併契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、2023年6月29日付「三井物産株式会社が出資する 0 temachi Holdings 合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、0 temachi Holdings による 2023年5月30日から 2023年6月28日までを公開買付期間とする当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立により、三井物産は、同社がその持分の全てを所有している 0 temachi Holdings を通じた間接所有分と合わせて、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(但し、当社及び三井物産らを除きます。)に対し、その所有する当社株式の全部を三井物産に売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行うことを決定し、当社は本株式売渡請求を2023年7月5日に承認することを決議いたしました。三井物産が本株式売渡請求の対象となる当社株式を取得する日は2023年7月31日を予定しており、当社の株主は、同日以降、三井物産らのみとなる予定です(本株式売渡請求の詳細については、2023年7月5日付で当社が公表した「三井物産株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」(以下「2023年7月5日付当社プレスリリース」といいます。)をご参照ください。)。なお、本経営統合の詳細については、2023年5月29日付当社プレスリリースをご参照ください。

記

1. 両合併の目的・意義

上記のとおり、両合併は、本経営統合の一環として行うものであります。

当社グループ(当社、当社の連結子会社9社及び持分法適用会社2社(本日現在)と総称していいます。) が属する業界においては、日本国内の労働人口の減少等の構造的な要因により今後も堅調に推移することが予 想されております。一方、想定よりも大きな労働市場のひっ迫によるオペレーション人財(特に現場管理者層) の充足の可否が、スポット業務を含む大型業務の受託に大きく影響していることに加え、中堅 BPO(注)ベン ダーの台頭による競争環境の激化及びアウトソーシングニーズの多様化による、コンサル領域・IT 領域と いった高付加価値サービスの提供についても求められる傾向になりました。しかし、上記の課題のうち、特に 競争環境の激化と、労働市場のひっ迫は想定以上のスピードで進んでおり、コンサル領域・IT 領域を中心と した機能強化による高付加価値化・差別化や、デジタル技術の活用による人的リソースに依存したビジネスモ デルからの変革が急務となっております。当社が「中期経営計画 2023」を達成し、顧客企業・消費者・当社 従業員の三方向の好循環を実現して持続的に成長していくためには、よりスピード感をもった変革が必要であ り、そのためには、他社との連携等を通じた成長に向けた取組みが重要と考えております。そのための積極的 な投資は、中長期的にはメリットが見込まれ、当社の企業価値向上に資すると考えられるものの、短期的には 初期費用・投資が先行し、当社の財務状況や業績に影響を与える可能性があるため資本市場から十分な評価が 得られない可能性があります。したがって、当社は、当社の一般株主の皆様の利益を図りつつ積極的な投資を 実行することについては限界が存在するため、本経営統合を行うことで、急激な環境変化に対応した当社の事 業及び経営基盤の抜本的な強化を図るために積極的な投資等を実行することが、当社の企業価値向上にとって 最善な手法であると判断いたしました。

(注) 「BPO」とは、Business Process Outsourcing の略で、事務処理に係る一連の業務のアウトソーシングを受託することをいいます。

2. 両合併の日程

両合併に係る取締役会決議日(当社)	2023年7月20日 (木曜日)
合併①に係る合併契約締結日	2023年7月20日 (木曜日)
合併②に係る合併契約締結日	2023年7月20日 (木曜日)
両合併に係る合併契約承認の株主総会(当社)(注)	2023年8月29日(火曜日)(予定)
本合併①効力発生日	2023年8月31日 (木曜日) (予定)
本合併②効力発生日	2023年9月1日(金曜日)(予定)

(注) 当社の両合併に係る合併契約承認の株主総会は、本株式売渡請求による三井物産の当社株式(三井物産らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の取得により、当社の株主が三井物産らのみとなった後に開催する予定です。

3. 本合併①について

(1) 本合併①の要旨

(ア) 本合併(1)の方式

当社を吸収合併存続会社とし、Otemachi Holdings を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。

(イ) 本合併①に係る割当ての内容

当社は、本合併①に際して、Otemachi Holdings の社員である三井物産に対して、その有するOtemachi Holdings の持分に代わる金銭等として、当社株式34,843,998 株を割当交付いたします。

(ウ) 本合併①に伴う消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Otemachi Holdings は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 本合併①に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

本合併①の効力発生日時点において当社の株主は三井物産らのみであるところ、Otemachi Holdings は、当社株式を 34,843,998 株所有していることから、Otemachi Holdings の持分に代わる金銭等として、当社株式 34,843,998 株を割当交付することといたしました。

(イ) 算定に関する事項

上記「(ア)割当ての内容の根拠及び理由」に記載の理由から、当社は、算定機関から算定書を取得しておりません。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

2023 年7月5日付当社プレスリリースでお知らせしたとおり、当社の本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、当社株式は、2023年7月27日をもって東京証券取引所から上場廃止となる予定です。

(エ) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、Otemachi Holdings が既に当社の発行済株式総数の 53.74%を保有しており、当社は Otemachi Holdings の連結子会社に該当し、本合併①は、当社にとって支配株主との取引等に該当するため、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

(i) 当社における独立した特別委員会からの答申書の取得

当社は、本経営統合を目的とする本公開買付け及び三井物産らが当社株式の全て(但し、三井物産らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を所有するための一連の手続を経て、当社の株主を三井物産らのみとするための取引の公正性を担保するため、2022 年8月27日に開催された当社取締役会における決議により、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバから独立した木村尚敬氏(当社独立社外取締役)、岸上順一氏(当社独立社外取締役)及び川口里香氏(当社独立社外監査役)の3名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置しました。

当社は、2023 年5月8日に開催された当社取締役会における決議により、本特別委員会に対し、本合併①を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に対し意見を述べることについて諮問(以下「本諮問事項」といいます。)しました。本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2023 年 5 月 29 日に、委員全員の一致の決議により、当社取締役会に対し、本合併①に係る合併契約の締結時においては、三井物産らが本公開買付け及びその後の当社株式の全て(当社が所有する自己株式を除く。)を取得するための一連の手続は完了していないものの、本合併①の効力発生日は、当社の株主が三井物産らのみとなる時点以降の日とされるものであり、三井物産らはいずれも本合併①を行うことについて承諾していることから、当社取締役会における本合併①を行うことについての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考える旨の答申書を当社の取締役会に対して提出いたしました。

(ii) 当社における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

当社は、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社から独立した財務アドバイザーとして、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を選任し、両合併を含む本経営統合に関する諸手続き等について、財務的見地から助言を受けております。

なお、SMBC日興証券は、三井物産ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに当社の関連当事者には該当せず、両合併を含む本経営統合に関して重要な利害関係を有しておりません。

なお、当社は、SMBC日興証券から合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(iii) 当社における外部の法律事務所からの助言の取得

当社は、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、両合併を含む本経 営統合に関する諸手続並びに取締役会の意思決定の方法及び過程について、法的な観点から助言 を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、三井物産ら、KDDI及びKDDI工ボ ルバ並びに当社の関連当事者には該当せず、両合併を含む本経営統合に関して重要な利害関係を 有しておりません。

(iv) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議 がない旨の意見

当社は、本日開催の当社の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、本経営統合の一環として両合併に係る各合併契約を締結することを決議いたしました。本取締役会は、当社の取締役7名のうち、網野孝氏及び石垣聖二氏については過去に三井物産に在職経験があり、小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任しているため、本経営統合における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記3名を除く当社取締役4名(すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏)にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、高田康平氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である高田康平氏は、過去に三井物産に在職経験があるため、本経営統合における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

(3) 本合併①の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
	(2023年6月30日時点)	(2023年3月31時点)
(1) 名 称	りらいあコミュニケーションズ 株式会社	Otemachi Holdings 合同会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 網野 孝	代表社員:三井物産株式会社 職務執行者:吉田 健祐
(4) 事 業 内 容	1. コンタクトセンター事業	1. 会社の株式又は持分を所有する

動を支配、管理する業 2. 前号に附帯関連する- (5) 資本金998百万円 1円(2023年3月31日現 (6) 設立年月日1987年6月23日 2023年1月6日 (7) 発行済株式数64,838,033株 - (8) 決算期3月31日 6月30日 (9)従業員数1,463人 0人	一切の業務						
(5) 資 本 金 998 百万円 1円(2023年3月31日現 2023年1月6日 (6) 設立年月日1987年6月23日 2023年1月6日 (7) 発行済株式数64,838,033株 - (8) 決算期3月31日 6月30日 (9) 従業員数1,463人 0人							
(6) 設立年月日1987年6月23日 2023年1月6日 (7) 発行済株式数64,838,033株 - (8) 決第期3月31日 6月30日 (9) 従業員数1,463人 0人	在)						
(7) 発行済株式数 64,838,033株 - (8) 決 算 期 3月31日 6月30日 (9) 従業員数 1,463人 0人	L /						
(8) 決 算 期 3月31日 6月30日 (9) 従 業 員 数 1,463人 0人							
(9) 従業員数1,463人 0人							
(10) 主 要 取 引 先 法人等 -							
三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行							
株式会社三井住友銀行 (11) 主要取引銀行							
株式会社三菱UFJ銀行							
株式会社みずほ銀行							
Otemachi Holdings 合同 53.74%							
(12) 大株主及び持株比率 会社 三井物産株式会社	-						
三井物産株式会社 36.56%							
(13) 上場会社と Otemachi Holdings の関係							
Otemachi Holdings は、当社株式を 34,843,998 株(所有割合:53.7	74%)を所						
有しております。 資本 関係 「							
なお、本日時点における Otemachi Holdings の親会社である三井物	産は、当						
社株式を23,707,200株(所有割合:36.56%)所有しております。							
	該当事項はありません。						
	なお、2023 年 3 月 31 日現在、当社の取締役 8 名のうち 1 名が Otemachi						
	Holdings の親会社である三井物産の執行役員の地位を有しており、当社は、						
	Otemachi Holdings の親会社である三井物産から従業員 10名の出向を受け入						
	れております。						
該当事項はありません。	二十/////						
取 引 関 係 なお、2023 年 3 月 31 日現在、0temachi Holdings の親会社である三 取 引 関 係 の関で、三世物産及び三世物産グループ会社向はコンタクトセンタ							
の取引があります。	の間で、三井物産及び三井物産グループ会社向けコンタクトセンター受託等の取引があれます。						
関連当事者への 2023年3月31日現在、Otemachi Holdings の親会社である三井物産	医) 十						
	上(み、 コエ						
(14) 最近3年間の財務状態及び経営成績							
当社(連結) Otemachi Holding	gs						
決算期 2021年 2022年 2023年 2021年 2022年	2023年						
3月期 3月期 3月期 6月期 6月期	6月期						
45, 275 46, 251 49, 062	- / 4 / 94						
資 本 合 計	_						
67, 127 65, 435 66, 988							
資 産 合 計	_						
1 株 当 た り 純 資 産 677.52 円 713.28 円 756.64 円	_						
売 上 高 127,603 117,884 120,619	_						

				百万円	百万円	百万円				
営	業	利	益	9, 672	8, 300	6, 723				
占	未	小山	盆	百万円	百万円	百万円				
経	常	利	益	9, 811	8, 180	6, 468			_	
胜	ή	不可	111111	11111	百万円	百万円	百万円			
親会	会社の株 3	主に帰属	する	7, 759	5, 439	4, 301				
当	期	純 利	益	百万円	百万円	百万円				
1 杉	株当たり	当期純	利益	115.49円	82.99 円	66.34 円	1	I	_	
1 7	株当た	り配き	当 金	42.00 円	42.00 円	22.00円		-	_	

⁽注) Otemachi Holdings は、2023年1月6日に設立され、2023年6月30日を最初の事業年度の末日としているため、当該事業年度に係る決算は現時点において確定しておりません。

(4) 本合併①後の状況

				吸収合併存続会社
(1)	名		称	りらいあコミュニケーションズ株式会社
(2)	所	在	地	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号
(3)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役社長 網野 孝
(4)	事	業内	容	 コンタクトセンター事業 バックオフィス事業
(5)	資	本	金	998 百万円
(6)	決	算	期	3月31日
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

(5) 会計処理の概要

本合併①は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

4. 本合併②について

(1) 本合併②の要旨

(ア) 本合併②の方式

KDDIエボルバを吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併です。

(イ) 本合併②に係る割当ての内容

KDDIエボルバは、本合併②に際して、当社の株主(当社を除く。)に対して、その有する当社株式の全てにつき、KDDIエボルバの普通株式49株を割当交付します。

(ウ) 本合併②に伴う消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 本合併②に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

2023年5月29日付当社プレスリリースでお知らせしたとおり、三井物産とKDDIは、本経営統合

後のKDDIと三井物産の統合会社に対する議決権所有比率をそれぞれ 51.0%と 49.0%とすることを合意しているとのことであり、本合併②の効力発生日時点において、KDDIは、KDDIエボルバの発行済株式の全てである普通株式 51 株を保有しているとのことであるため、三井物産が所有する当社株式の全てにつき、KDDIエボルバの普通株式 49 株を割当交付することといたしました。

(イ) 算定に関する事項

本合併②の効力発生日時点において、当社の発行済株式の全てを所有している三井物産とKDDIエボルバの発行済株式の全てを所有しているKDDIとの間において、本合併②における合併比率についての合意がなされていることから、当社は、算定機関から算定書を取得しておりません。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(ウ)上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社の本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、当社株式は、2023年7月27日をもって東京証券取引所から上場廃止となる予定です。

(エ) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本日現在、当社は、KDDIエボルバの子会社ではなく、本合併②は、支配株主による取引には該当しませんが、本経営統合の一環として行われるものであり、以下のとおり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しております。

(i) 当社における独立した財務アドバイザーからの助言の取得

当社は、上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(ii)当社における独立した財務アドバイザーからの助言の取得」に記載のとおり、独立した当社の財務アドバイザーであるSMBC日興証券から両合併を含む本経営統合に関する諸手続き等について、財務的見地から助言を受けております。なお、当社は、SMBC日興証券から本合併②の合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 当社における外部の法律事務所からの助言の取得

当社は、上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(iii)当社における外部の法律事務所からの助言の取得」に記載のとおり、外部の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から両合併を含む本経営統合に関する諸手続並びに取締役会の意思決定の方法及び過程について、法的な観点から助言を受けております。

(iii) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(iv)当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本取締役会においては、当社の取締役7名のうち、利害関係を有しない当社取締役4

名 (小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏) にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、利害関係を有しない監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 本合併②の当事会社の概要

(吸収合併消滅会社)

上記「3. 本合併①について」の「(3) 本合併①の当事会社の概要」に記載のとおりです。 (吸収合併存続会社)

(1)	名		称	株式会社KDDIエボル	レバ		
(2)	所	在	地	東京都新宿区西新宿二丁	「目3番2号		
(3)	代表者	千の役職・5	氏名	代表取締役社長 若槻	肇		
(4)	事	業内	容	コンタクトセンターを中	中心とした BPO 事業		
(5)	資	本	金	100 百万円			
(6)	設立	工 年 月	月	平成8年5月30日			
(7)	発 行	済 株 式	数	808 株			
(8)	決	算	期	3月31日			
(9)	従	業員	数	約27,000人 (2023年6	月 30 日現在)		
(10)	主要	東 取 引	先	法人等			
				株式会社三菱UFJ銀行	Ţ		
(11)	主 要	取 引 銀	行	株式会社三井住友銀行			
				株式会社みずほ銀行			
	大株主	三及び持株と	上率				
(12)	(2023	年7月20日	現	KDD I 株式会社		100%	
	在)						
(13)	上場会	社とKDD	Iエ	ボルバの関係			
	資	本 関	係	該当事項はありません。			
	人	的 関	係	該当事項はありません。			
	取	引 関	係	当社は、KDDIエボルバに対して、システムの利用料の支払いを			
	収	クロ (美)	尔	行っております。			
	関連	当事者へ	0	該当はありません。			
	該	当 状	況				
(14)	最近3	年間の財務	状態	及び経営成績			
	決算	期		2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	
資	本	合	計	31,285 百万円	35,643 百万円	39, 497 百万円	
資	産	合	計	49,057 百万円	50,926 百万円	51,972 百万円	
1 株	当た	り 純 資	産	38, 718, 504. 37 円	44, 113, 167. 59 円	48, 882, 682. 39 円	
売 上 高				106,043 百万円	119,044 百万円	120,418 百万円	
営	業	利	益	7,457 百万円	8,780 百万円	8,670 百万円	
経	常	利	益	7,331 百万円	9,057 百万円	9, 296 百万円	
親会社	の株主	に帰属す	- る	4, 488 百万円	6 154 5 FM	6 215 舌卡田	
当 期	純	利	益	4,400 日刀円	6, 154 百万円	6, 315 百万円	

1	株 🗎	当た	り	当	期和	も利	益	5, 554, 167. 21 円	7, 616, 363. 22	円 7,816,114.79円
1	株	当	た	り	配	当	金	2,221,700.00円	3, 046, 600. 00	円 0円

(4) 本合併②後の状況

(1)	名		称	アルティウスリンク株式会社
(2)	所	在	地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(2)	(0) // + + の // - - - - - - - - -		代表者の役職・氏名の	代表取締役社長 網野 孝
(3)	1人本	マ有の役職・	八 名	代表取締役副社長 若槻 肇
				①コンタクトセンター事業
(4)	(4) 事 業 内	* +	容	②バックオフィス事業
(4)		来 內	谷	③IT ソリューション事業
				④その他関連事業
(5)	資	本	金	100 百万円
(6)	決	算	期	3月31日
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

(5) 会計処理の概要

本合併②に関する会計処理は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号)を適用し、KDD I エボルバを取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。また、本合併②により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定です。

5. 今後の見通し

両合併が当社業績に与える影響等につきましては、精査中です。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本合併①は、親会社である Otemachi Holdings と子会社である当社との間の取引であることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社は、2023 年6月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本合併①に係る当社の意思決定に係る過程においても、当社は、上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要

上記「3.本合併①について」の「(2)本合併①に係る割当ての内容の根拠等」の「(エ)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(i)当社における独立した特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

以 上